

近世琉球辞令書と言上写の相関性に関する一考察

濱地 龍磨*

A Study on the Correlation between the *Kinsei Ryukyu Jireisho* and the *Gonjo Utsushi*

Tatsuma HAMAJI*

要 旨

本稿では、1730年以降に発給された近世琉球辞令書Ⅱ型と言上写の相関性について、豊見山2017による成果を踏まえながら検討をおこなった。

はじめに、言上写について尚家文書第512号「例式言上写首尾方帳」の記述をもとにその発給過程を整理した。言上写は官職の任用に際して複数通が作成されたことを示すとともに、その作成数は任用が行われる官職によって変動することを指摘した。

次に、伊江御殿家関係資料中の言上写と「頭役被仰付候以来日記」と関連史料から、現存する言上写の発給過程について分析をおこない、「例式言上写首尾方帳」には示されない実際の運用規定を示すとともに、その性質について示した。

最後に、近世琉球辞令書Ⅱ型と関連する言上写、他の同時代史料をもとに分析をおこない、豊見山によって指摘された辞令書と言上写の「対の関係性」について、豊見山による指摘だけでは捉えきれない複数の相関性の形があることを示した。

また、近世琉球辞令書Ⅱ型と言上写の性質については、その発給過程の差異などから、近世琉球辞令書Ⅱ型によって任用がおこなわれるものに対して任用過程の途中で発給される言上写は内示的な「任用通知」として存在し、辞令書が「任用文書」として機能したこと、言上写によって任用がおこなわれるものに発給される言上写においては「任用文書」として捉えられることを指摘した。

キーワード：近世琉球辞令書、言上写

Abstract

In this paper, we examine the correlation between *Kinsei Ryukyu Jireisho* (official *Ryukyu letters of appointment*) Type II issued after 1730 and the *Gonjo Utsushi* (a copy of a statement to a person of a higher rank).

First, the process of collecting *Gonjo Utsushi* is summarized. It was shown that multiple copies of the *Gonjo Utsushi* were made at the time of appointment to government positions, and it was also pointed out that the number of copies made varied according to the subject of issuance.

Next, I analyzed the issuing and collecting process of the existing *Gonjo Utsushi*, showing the actual rules for their use, and summarizing their characteristics.

Finally, by this paper analyzes the relationship of *Jireisho Type II*, the *Gonjo Utsushi*, and other contemporaneous historical documents. Tomiyama pointed out that the *Jireisho* and the *Gonjo Utsushi* were in a "paired relationship," but this alone does not fully capture the multiple

*名桜大学大学院博士後期課程 〒905-8585 沖縄県名護市為又1220-1 Meio University Doctoral Program (International Cultural Studies, International Culture and Area Studies) Meio University. Biimata 1220-1, Nago, Okinawa. 905-8585

forms of the form.

In addition, it was pointed out that the *Kinsei Ryukyu Jireisho Type II* has the characteristics of an "appointment document," while the *Gonjo Utsushi* has the two characteristics of an unofficial "appointment notice" and an "appointment document" depending on the object of issuance.

Keywords: *Kinsei Ryukyu Jireisho, Gonjo Utsushi*

はじめに

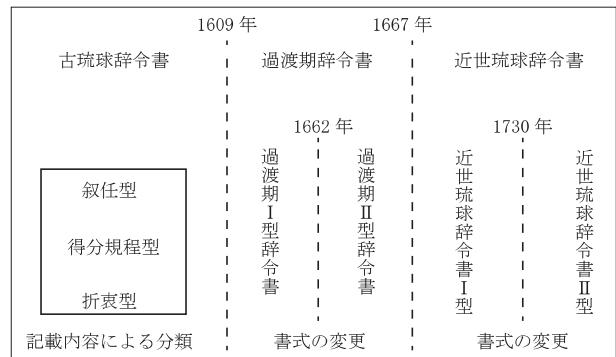
1690年の家譜の編纂開始とともに氏名乗が王府によって整備されるなど17世紀末から18世紀初頭にかけて、琉球国内では身分制度の確立が急がれていた。整備された氏名乗は任用関連文書である琉球辞令書¹の宛所にも使用されることとなり、文書の書式に大きな変化をもたらした。琉球辞令書への氏名乗の記載は単なる書式の変化ではなく、第二尚氏王統の成立以来約250年続いた辞令書に記載される宛所の表記方法を変化させたといった旧来の作成規定からの転換を意味し、琉球辞令書に関連した行政の転換としては1667年に行われた発給範囲の限定化に次ぐ大きなものであった²。

一方で、首里王府が発給したすべての文書に氏名乗が記載されたわけではない。1667年の琉球辞令書の発給範囲の限定化によって単独で任用関連文書としての機能を有するようになったと考えられる言上写や覚といった形式の文書においては、氏名乗の設定以後から1879年の「琉球処分」による王府の解体までの間、文書に氏名乗が記載された形跡は現在のところ確認できていない。

琉球辞令書は、高良倉吉によって16世紀初頭から1609年の島津氏による「琉球侵攻」までの間に発給されたものを古琉球辞令書、「琉球侵攻」後から1667年の発給範囲の変更の間に発給されたものを過渡期辞令書、1667年から1879年の「琉球処分」による王国の解体までの間に発給されたものを近世琉球辞令書と区分されている³。

この内、本稿で分析の対象の一つとする近世琉球辞令書については、1978年から1979年にかけておこなわれた沖縄県による悉皆調査の成果を整理した上江洲敏夫「辞令書の古文書学的考察⁴」によって康熙59（1720）年から雍正10（1732）年の間にその書式が変化していることが指摘されている。

この上江洲の指摘をもとに、その後発見された近世琉球辞令書を加えて、書式の変化からタイプの区分を示したもののが拙稿「近世琉球辞令書の書式変化に関する一考察⁵」である。拙稿では1667年から1729年までに発給された氏名乗の記載が無いものを近世琉球辞令書I型、1730年から1879年までに発給された氏名乗が記載されたものを近世琉球辞令書II型と区分している。



【図1】琉球辞令書のタイプ区分

このように、近世琉球辞令書の書式についての分析は進展しつつあるものの、文書自体が有する性質や王国内部での役割については、古琉球辞令書や過渡期辞令書に関する研究と比較してやや低調な状況にある。

本稿では、18世紀初頭において氏名乗が記載されるようになり書式が変更された後の近世琉球辞令書II型と、氏名乗が設定された以後もこれが文書に記されることがなかった言上写について、現存するそれぞれの文書の発給過程を分析し、18世紀以後における首里王府発給の任用文書の形態について考察を試みる。

言上写とは、近世初期から発給が確認されている琉球の国内文書の形式の一つである。主に諸士から提出された国王への上申が裁可された際に発給されるいわば下達文書であると認識されており、その文書形式については豊見山和行による研究に詳しい⁶。近年では豊見山によって近世琉球辞令書との相関性が指摘されるなど⁷、琉球史研究（特に琉球史料学）において注目が集まっている。

本稿で分析の対象とする近世琉球辞令書II型と言上写については、以下のように整理できよう。近世琉球辞令書II型とは、雍正3（1725）年から雍正8（1730）年にかけて家譜の編纂開始とともに一連の整備の影響を受け、宛所に氏名乗が記される書式に変化した琉球辞令書であり、その発給対象は1667年の改革を受け継いだ高官・重職へと任じられる一部の者たちであった。

これに対して近世琉球辞令書II型と同時代に発給された任用関連文書の一つである言上写は、確認され得る最

も古い史料から最も新しい史料を通して宛所に氏名乗の導入が見られない文書であり、発給対象は近世琉球辞令書Ⅱ型よりも広範囲にわたるものであった。

この様に同時的に発給が確認される二つの形式の任用関連文書であるが、両者において宛所の表記や発給範囲に差異が表れる背景には、それぞれの形式の文書が発給されるまでの過程や、それぞれの文書が有する性格の差異にあると推測できる。そうした点について、以下それぞれの文書の持つ性格について整理する。

1. 言上写の書式と発給規定について

先述したように、言上写とは、諸士から国王へと提出された上申が裁可された際に発給される下達文書である。その初見は崇禎6（1633）年まで遡り、18世紀の初頭には家譜申請（先祖立）の際の根拠資料として申請者から王府へと提出されるなど、近世期の初頭から琉球国内において発給された様子が確認できる⁸。しかしながら、言上写は琉球辞令書と比較して原史料の現存数は少なく、王府の行政記録である日記や、個人が残した私日記、家譜などに筆写され残されたものが多い。

豊見山和行は、言上写の特徴（特にその名称の由来）について、「琉球史において『言上』とは、管見の限り国王へ『申し上げる』ことの意味で使用される、きわめて限定的な用法である」と述べ⁹、言上写の持つ特殊性を強調している。

また豊見山は、言上写には主に、任職・爵位などの申請型であるタイプAと業務の執行要請型であるタイプBの二つの形式に大別できることを指摘している¹⁰。豊見山はタイプAの言上写の形式を「『言上写／請～【案件α】～／人名／以上／干支月日／評定所筆者二名』というものであり、【案件α】の内容には、役職の交替・任用などの人事事項、爵位に関する叙爵、そして知行（俸給）や元服（片髪結）などであった」と整理している。

次にタイプAの言上写の発給過程について確認する。言上写は、辞令書や覚といった任用関連文書とは異なり、王府による公式の運用規定が残されている。この王府における言上写の運用規定尚家文書第512号「例式言上写首尾方帳¹¹」には、月ごとに言上写として処理される案件が列記されている。「例式言上写首尾方帳」に記された記事からタイプAに関する記事のみを抽出すると、9件の記事（【史料1～9】）が確認できる。以下該当の記事を史料に記載された順に示す。

【史料1】

正月中
(中略)

①一、那覇里主跡言上相済候得者、写一通者勢頭方江

相届、主江者百田紙横折二相調同所江相渡、
中城御殿・摶政・三司官御方江者一通ツヽ
公事拝を以届上候事

- ②一、御在番所及御届候次第正月公事帳相見得候也
- ③一、御印判被下候付、氏名乗書出させ御右筆方江問合之次第、雑公事帳二相見得候也
- ④一、御拝日柄之儀者、自分ニ而相考月番申口取次申出候江者、三司官御問合之上申渡候、下庫理方江者月番筆者より通達仕候、尤前里主みはい日柄之儀も當役申請一同ニ申出候事、右同断首尾方仕候也¹²

【史料1】は那覇里主の後任人事に関する条項である。①には後任人事が認められた際に発給される言上写の発給対象が示されており、写（言上写）一通を勢頭方へと届けること。本人（那覇里主の後任）へは百田紙を横折にしたもの渡すこと。中城御殿・摶政・三司官へは一通ずつ公事拝¹³によって届けることと記載されている。

③には御印判=琉球辞令書が作成されるので、氏名乗の提出と、御右筆への通達方法については雑公事帳を参照との記載がある。

上記をふまえると、那覇里主の後任人事に際して発給される言上写は本人に宛てたもののみではなく、勢頭方・本人・中城御殿・摶政・三司官と複数箇所に宛てて文書が発給されたことがわかる。

【史料2】

二月中

(中略)

①一、旅役言上相済候得者、写年頭御使者・進貢勢頭江
者百田紙横折相調勢頭方江相届、其外者月番筆者
名書仕公事拝を以首里中者銘々相触、那覇・久米
村・泊者各筆者江相届候、中城御殿・摶政・三司
官御方江者一通ツヽ公事拝を以届上候事

附

②一、定式之外王子衆以下旅言上有之候節者、写
吟味役以上者百田紙横折相調、申口座以下
者月番筆者名書ニ而首尾方本文同断

③一、諸御使者并御使者兼務言上相済候得者、写
公事拝を以御右筆方江相届候也

④一、御使者兼務言上も御請者、御自分より
御申出次第之事ニ而言上写ニ御請付不
相付候也

但、御使者衆江前日御問合之上言上相
済候、当日御請被申上候例も有之
候也

⑤一、御位添而被仰付候方者、勢頭方江茂相届候

也

但、御拝之儀渡唐人数者、唐御拝之時被仰付候、

上國之方者御請不申上内者御拝之勤不罷成

候廻、言上写二御拝付相記不申候也

⑥一、王子衆江御使者被仰付候、言上写御双紙庫

理色衣裳着二而差上候也

押札、附、兼務御使者被仰付候、言上写届

上旨茂本文同斷

⑦一、御在番所御届并旅衆御請等之次第二月公事

帳二相見得候也¹⁴

【史料2】は旅役の人事に関する条項である。①には、旅役についての言上が認められたならば、言上写は年頭御使者、進貢勢頭へは百田紙を横折にしたものを届けること。それ以外の役職には月番筆者が署名したものを首里に所在する人物へは公事拝を介して通達し、那覇・久米村・泊村に所在する人物へは各筆者を介して届けること。中城御殿・摂政・三司官へは一通ずつ公事拝によって届けることと記載がある。

②には、通例外において王子衆以下より旅言上があつたならば、言上写は吟味役以上へは百田紙を横折にしたものを作成し、申口座以下へは月番筆者が署名したものを一つ書①と同様の方法で処理することと記載がある。

③には、諸御使者および御使者兼務についての言上が認められたならば、言上写を公事拝によって御右筆へと届けることと記載がある。

④には、御使者兼務の言上の御請（任用される人物による承諾の儀礼か）は、本人よりの申し出であることから、言上写には「御請」の文字は付さないと記載がみられる。

⑤には、(旅役への任用に) 合わせて位階を授賜される場合は、勢頭方へも(言上写を)届けることとあり、その但書には御拝は渡唐役人については唐御拝の際に通達し、上国については御請がない時点での御拝はおこなわず、言上写にも御拝について記載しないとの記載がある。

⑥には、王子衆へ御使者を命じた場合は、言上写は御双紙庫理が色衣裳を着用し届けることとあり、押札（後から付された追記か）には（王子衆へと）兼務御使者を命じた場合の言上写の発給方法は御使者と同様の処理をおこなうことと記載がある。

【史料1】の例とは異なり、複数の役職に関わる案件処理であることから、役職の種類、任用される人物の位階によって作成される言上写の形式や書式（月番筆者の記名の有無）、発給される数が異なることがわかる。また、④や⑤やの但書にみられるように、任用を求める際の言上の経過の違いによって、言上写に付される文言が異なることも注目する必要があろう。

【史料 3】

- ①一、御物城跡役言上相済候得者、写一通者勢頭方江相届、主江者月番筆者名書仕公事拝を以那覇筆者江相届候、中城御殿・摂政・三司官御方江者一通ツヽ、
公事拝を以届上候事

附

②一、御在番所及御届候次第、二月公事帳相見得
候也

③一、御印判被下候首尾方、雜公事帳二相見得候
也

④一、御拝日柄之儀者里主申合一同申出候様自分
之触書二相記、里主一同之申出候ハヽ、三
司官御問合之上下庫理江茂致問合候也¹⁵

【史料3】は御物城の後任人事に関する条項である。①には、後任人事が認められた際に発給される言上写の発給対象が示されており、言上写一通を勢頭方へと届けること。本人（御物城の後任）へは月番筆者が署名したものを公事拝と那覇筆者を介して届けること。中城御殿・摂政・三司官へは一通ずつ公事拝によって届けることと記載されている。

③には、琉球辞令書の発給については、雑公事帳を参照との記載がある。

上記をふまえると、発給される言上写の数は【史料1】と同数であることがわかるが、本人に宛てて発給された言上写には月番筆者の署名が指示されるなど差異も見られる。また、本人への通知も那覇里主が勢頭方からの通知であったのに対して、御物城の後任への通知は公事押・那覇筆者を介して通知がなされている。同じ那覇役所(親見世)に属する役職であったとしても、役職の差異によって処理方法が異なることがわかる例といえよう。

史料 4

- 一、片髮結并御書院御小姓・下庫理小赤頭・親見世若文子・久米村若秀才言上相濟候得者、写一通ツヽ勢頭方江相届、王子衆按司衆江者百田紙横折二而相調相渡、写月番筆者次書二而首尾係リ之方江通達仕、其外者同筆者名書仕公事拝を以首里中者銘々相触、那霸・久米村者各筆者江相届候、中城御殿・摂政・三司官御方江者一通ツヽ公事拝を以届上候事¹⁶

【史料4】は士族の片髪結（元服）申請および御書院御小姓・下庫理小赤頭・親見世若文子・久米村若秀才への任用に関する条項である。一つ書には、片髪結の申請および御書院御小姓・下庫理小赤頭・親見世若文子・久米村若秀才の任用が認められた場合、言上写一通を勢頭方へと届けること。王子衆按司衆へは百田紙を横折にし

たものを作成して渡すこと。月番筆者の署名をおこなつた言上写を「首尾係之方」へと発給すること。それ以外のものについては月番筆者が署名した言上写を首里に所在する人物へは公事拝を介して通達し、那覇・久米村に所在する人物へは各筆者を介して通達すること。中城御殿・摂政・三司官へは一通ずつ公事拝によって届けることと記載されている。

御書院御小姓以下の役職は、すべて元服前後の士族の子弟が着任する役職であるが、基本的な処理方法は元服後の士族が着任する役職と（【史料1～3】）と同様に大きな違いはない。【史料2】において、着任する役職によって言上写の発給規定に差異がみられたように、このケースにおいても子弟の属する家格によって発給される言上写の形式や書式に差異が見られることがわかる。

【史料5】

六月中

(中略)

- ①一、諸役代合言上相済候得者、写御拝仕候役々者勢頭方江相届、主々江者月番筆者名書仕公事拝を以首里中者銘々相触させ、泊・那覇・久米村者各筆者江相届候事
附
 ②一、聞得大君御殿、佐敷御殿、大美御殿、中城御殿役々者各御殿江及御届候処、写百田紙横折相調勢頭方江相届候也
 ③一、惣与頭言上写首里者御銘々百田紙横折相調勢頭方江相届候、泊・那覇・久米村者各筆者江月番筆者名書二而相届候也
 ④一、諸役御拝并惣与頭御請之儀、月番申口ニ而日柄相考御座候案内を以言上写相記させ差出候也
 ⑤一、泊・那覇・久米村之人員代り之時者、言上写公事拝を以直り相触させ候、尤各手代よりおかす申出候役々ハ各筆者江相届候也
 ⑥一、土之役々言上写中城御殿江公事拝を以届上候、摂政・三司官御方江茂届上候処、六月、十二月之言上者太分之事ニ而御銘々届上候而者差支候処、乾隆三十一戌年より各御与力を以写方被仰付候付、届上不申候也
 ⑦一、諸離者於在所御拝仕候処、言上写ニ御拝付不相付候、渡合之方者自分より勢頭方江申出御拝仕候也¹⁷

【史料5】は諸役代合、つまり王府組織に属する様々な役職の人事に関する条項である。①には、諸役の人事が認められた場合は、任用に際して御拝がおこなわれる役職については言上写を勢頭方へと届けること。本人へ

は月番筆者が署名した言上写を首里に所在する人物へは公事拝を介して通達すること。泊・那覇・久米村に所在する人物へは各筆者を介して届けることと記載されている。

②には、聞得大君御殿、佐敷御殿、大美御殿、中城御殿に関わる役職については、各御殿へと届け、言上写は百田紙を横折にしたもの勢頭方へと届けることと記載がある。

③には、惣与頭については首里に所在する人物へは百田紙を横折にしたもの勢頭方へと届け、泊・那覇・久米村に所在する人物へは各筆者を介して月番筆者が署名した言上写を届けることと記載がある。

⑤には、泊・那覇・久米村の人事交替については、言上写は公事拝を介して通達すること、ただし、それぞれの手代より推薦があった役職については各筆者へと発給することと記載がある。

⑥には、諸役の言上写は中城御殿にも公事拝を介して届けること。摂政・三司官へも届けることとなっていたが、六月、十二月は言上の件数が多く、それぞれを届けていては業務に支障があることから、乾隆31年より与力が筆写する規定となり、届け出は不要との記載がある。

⑦には、諸離に所在するものはその土地において（首里に向かい）御拝をおこなうことから、言上写には御拝に関する事項は記載しないが、沖縄島に来島している者は、本人から勢頭方へと申し出て御拝をおこなうことと記載がある。

上記からは、新たに諸役に任用される本人へは月番筆者の署名がある言上写が発給される規定となっていたことがわかるとともに、各御殿に関わる役職や惣与頭などについては①とは異なる規定によって言上写が発給されていたことがわかる。また、特に注目すべき点として、⑥に見られるように、諸役代合が規定されている6月と12月については乾隆31（1766）年から摂政、三司官の業務削減のため言上写による通知を行わないとの規定が作成されていることであろう。

【史料6】

八月中

(中略)

- ①一、両先嶋・伊江嶋住持代合言上相済候得者、写月番筆者名書ニ而寺社座江相届、中城御殿・摂政・三司官御方江者公事拝を以届上候事
附
 ②一、両先嶋住持者御拝無之御銘々御請申出候次第八月公事帳ニ相見得候也
 ③一、伊江島住持之儀者諸役同然、言上写御拝日柄相記差出候、尤御請者不申出候
但、言上写ニ御拝日柄相記勢頭方江相届候

也¹⁸

【史料6】は両先島・伊江島の住持の後任人事に関する条項である。一つ書①には両先島・伊江島住持の後任人事が認められたならば、言上写は月番筆者が署名したものを寺社座へと届けること。中城御殿・摂政・三司官へは公事拝を介して届けることとの記載されている。

上記からは、言上写の発給対象に寺院の管理を行う寺社座が加わるなど、先の五例とは異なる発給過程が確認できる。また、両先島住持については任用に際し国王への御拝が執り行われないことや、伊江島住持の任用儀礼については士族の就任する諸役と同等に取り扱われるといった規定も確認でき、近世期の琉球における僧侶の人事に関わる規定が読み取れる。

【史料7】

①一、両先島人御位并役替言上相済候得者、写月番筆者名書二而御物奉行方江相届候、役々言上写中城御殿・摂政・三司官御方江者公事拝を以届上候事
附
②一、頭、大阿母江者御印判被成下候付、氏名乗御物奉行方江申達書出させ言上写取添御右筆方江相届候也
③一、渡合之方ハ御茶飯之日御拝相記候処、言上写勢頭方江相届候也
但、渡合無之方者勢頭より御物奉行方江相届候や、雜公事ニ相見得候¹⁹

【史料7】は両先島の行政区画に所属する者達の位階及び役替に関する条項である。①には、両先島人の位階（昇進）および役替の申請が認められたならば、言上写は月番筆者が署名したものを御物奉行方へと届けること。役替の言上写については中城御殿・摂政・三司官へと公事拝を介して届けることと記載されている。

②には、頭役、大阿母については琉球辞令書が発給されることから、氏名乗を御物奉行方へと提出し、言上写を添えて御右筆方へと届けることと記載がある。

上記からは、発給過程において両先島の行政を管轄する御物奉行方の関与が見られることや、琉球辞令書の発給が規定されている頭職、大阿母職についても御物奉行方を経由して文書のやり取りが取り決められていることがわかる。

【史料8】

一、片髪結并御書院御小姓、下庫理小赤頭、親見世若文子、久米村若秀才言上相済候得者、首尾方二月同断²⁰

【史料8】の一つ書には、片髪結の申請および御書院

御小姓・下庫理小赤頭・親見世若文子・久米村若秀才の任用が認められた場合の首尾については、二月の事例と同様に処理することと記載されている。

【史料9】

十二月中

(中略)

- ①一、御位并諸役代合言上相済候得者、写吟味役以上者百田紙横折二而相調勢頭方江相渡、申口座以下者月番筆者名書仕公事拝を以首里中者銘々相触、泊那霸・久米村中者各筆者江相届候事
附
②一、王子衆者御自分よ里何日御拝被成度旨、月番申口取次御申出有之候得者、摂政・三司官承知候事也
但、下庫理江茂御自分よ里御申出有之候付、同所并御書院江不及問合候也
③一、言上写、土之分ハ都而中城御殿ハ公事拝を以届上候也
④一、聞得大君御殿・佐敷御殿・大美御殿・中城御殿役々并御位言上写各御殿江茂及御届候処、百田紙横折書調勢頭方江相渡候也
⑤一、按司・親方末孫、筑登之筋目ニ貶候方申口座頂戴仕候得者、本筋御引直有之候御規模候処、右体之方ハ御系図座江相調部させ本家再興之儀御系図座よ里書付を以被申出候得者、右書付取添御口上ニ而及言上相済候得者、御系図座並当人江月番之申口書付を以致通達候也
⑥一、諸位一所ニ紫冠言上有之候時者、御拝も一同ニ申渡候付、何日御拝被仰付度旨御書院當御取次及御伺候而、紫冠頂戴之方江致通達、諸位言上写其日相記差出候也
但、諸位一所ニ紫冠頂戴之方何角付御拝之延申出候処、御書院當御取次口上ニ而及言上候也
⑦一、王子、按司、親方役御拝之儀、紫冠御拝一所ニ有之候而者差支候付、紫冠一所ニ言上有之候時者、右役御拝之儀者日柄相替候也
⑧一、役御拝之儀、按司衆以下者月番之申口江御座御案内之上御拝付相記させ候也
但、王子衆者何日御拝被成度旨御自分より月番申口取次御申出有之候得共、摂政・三司官被聞召置候也
⑨一、御位并役言上写摂政・三司官御方江茂届上来候処、六月、十二月之言上者太分之事ニ而御銘々届上候而者差支候付、御与力を以写方被仰付度旨乾隆三十一年被得御差図

候處、弥其通可仕旨被仰渡候也
 ⑩一、御位言上写并御拝仕候役言上写者、御拝付
 相記勢頭方江相届候也
 ⑪一、惣与頭御請之日柄、月番之申口ニ而御座御
 案内を以言上写ニ御請付相記候也
 ⑫一、諸間切下知役、檢者之儀御拝無之ニ付、御
 請御礼御物奉行江相付申出候得者、三司官
 迄被聞召置候也
 但、御請之日柄者、諸役人御拝之日言上
 写ニ御請付相記候也²¹

【史料9】は【史料5】の内容に諸士の位階昇進に関する条項が加えられたものである。①には、【史料5】①の内容に加えて、吟味役以上には百田紙を横折にしたものと勢頭方へと届けること、申口座以下のものについては月番筆者の署名があるもので通達をおこなうことと記載されている。

②には、王子衆による御拝は月番申口が取次いで摂政・三司官の許可を得ること。但書には、下庫理へは自身で申し出ることと記載がある。

③には、士族身分の言上写は全て中城御殿へと届けることと記載がある。

④は、【史料5】②に位階申請が加えられたものである。

⑨は、【史料5】⑥に位階申請が加えられたものである。

ここで注目すべき点は王子・按司・親方の役替が紫冠への昇進と同時の場合、国王への御拝は別日に設定せよと規定した附六つ目の一つ書であろう。この項目からは位階昇進と役替が必ずしも連動しないという当時の王府内における身分制度の運用状況を読み取ることができる。

ここまで豊見山によってタイプAと分類された任職・爵位に関する言上写の発給過程について、「例式言上写

首尾方帳」の記述を基に確認してきた。タイプAに分類される任職・爵位に関する言上写は、任職される役職や、与えられる位階、これらを受ける人物の家格や位階によって作成される言上写の数に違いがあることや、国王の裁可に対する御拝の有無といった違いがあることが確認できる。こうした点を整理し一覧としたものが【表1】である。

言上写は、言上として国王に提出された要請が認められて初めて作成される文書であり、新たに任用が行われる役職について1箇所から6箇所に宛てた言上写が作成される規定となっていることが【表1】より窺える。

規定に基づき作成された言上写は、新たに任用が行われる役職によって発給先が異なるものの、勢頭方²²・中城御殿・摂政・三司官の四者に対して発給されるケースが多く見られる。場合によっては那霸里主や御物城のように本人に対しても言上写の発給が明記されている役職もある。

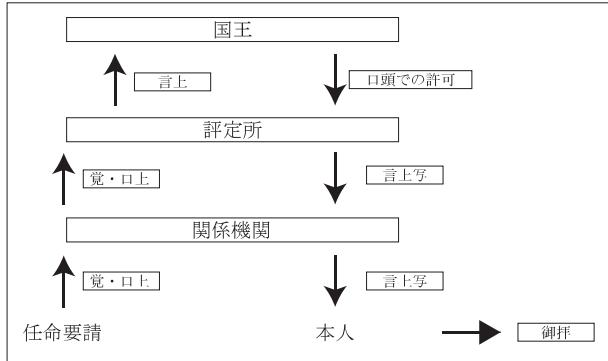
また、それ以外については、首里士族に対しては公事拝が言上写を基に通達を行い、那霸・久米村・泊の士族に対しては、那霸筆者・久米村筆者・泊筆者へと言上写を発給し、それぞれの筆者から新たに任用される本人へと通達が行われるといった決まりとなっていたことがわかる（【史料4、5】）。

上記を踏まえて、任用に関連して作成される言上写の発給過程を整理すると、図2と図3ようになる。

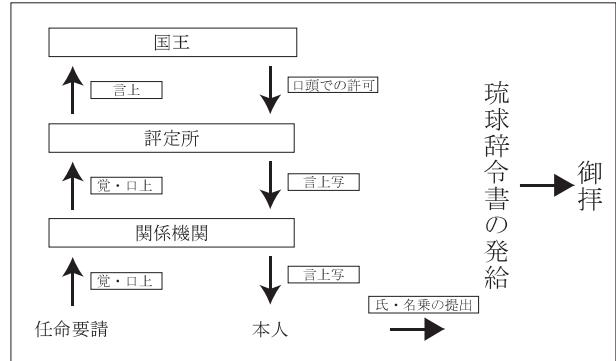
【図2】で示した言上写のみでの任用は、【史料2、4、5、6、8、9】の規定に係るものであり、【図3】で示した辞令書による任用は、【史料1、3、7】の規定に係るものである。ともに国王による裁可を経て言上写が発給されることに差異はないものの、任用処理が完了すると考えられる国王への御拝が行われるまでの経過に

【表1】尚家文書第512号『例式言上写首尾方帳』にみる言上写の収発過程

No.	月	任職先	作成数	宛先	御拝の有無
1	正月中	那霸里主跡役	5箇所	勢頭方、本人、中城御殿、摂政、三司官	辞令書発給と同時
2	二月中	旅役	4箇所	勢頭方、中城御殿、摂政、三司官（年頭御使者、進貢勢頭の場合） 公事拝or那霸・久米村・泊の各筆者、中城御殿、摂政、三司官（その他の場合）	渡唐役人（唐御拝） 上国（任命完了後別途）
3	二月中	御物城跡役	5箇所	勢頭方、本人、中城御殿、摂政、三司官	辞令書発給と同時
4	二月中	御書院御小姓ほか	6箇所 (王子衆、按司衆) 5箇所 (その他)	勢頭方、勢頭、首尾係り之方、中城御殿、摂政、三司官（王子衆、按司衆） 勢頭方、公事拝or那霸・久米村・泊の各筆者、中城御殿、摂政、三司官（その他）	記述なし
5	六月中	諸役	2箇所	勢頭方、公事拝or那霸、久米村、泊の各筆者	御役御拝
6	八月中	両先島・伊江島住持	4箇所	寺社座、中城御殿、摂政、三司官	両先島（なし）、 伊江島（御役御拝）
7	八月中	両先島役々	4箇所	御物奉行方、中城御殿、摂政、三司官	頭、大阿母（辞令書発給と同時）
8	八月中	御書院御小姓ほか	6箇所 (王子衆、按司衆) 5箇所 (その他)	勢頭方、勢頭、首尾係り之方、中城御殿、摂政、三司官（王子衆、按司衆） 勢頭方、公事拝or那霸・久米村・泊の各筆者、中城御殿、摂政、三司官（その他）	記述なし
9	十二月中	諸役	1～複数箇所	勢頭方（吟味役以上）、公事拝or那霸、久米村、泊の各筆者（申口座以下）	任命内容による



【図2】言上写のみでの任用



【図3】琉球辞令書による任用

差異が見られる。

言上写のみで任用が行われる役職や位階の授与は、国王からの裁可を得た後に言上写が関係各署に発給される。この言上写の発給に対して、御拝をおこなう日程を国王へと改めて言上するといった経過をたどることが「例式言上写首尾方帳」の記述から確認できる。一方で辞令書によって任用が行われる役職については、国王からの裁可を得た後に言上写が関係各署に発給されると、辞令書の作成のため本人から氏名乗を提出する決まりとなっており、国王への御拝が行われるまでにいくつかの行政上の処理が必要となることが指摘できる。

また、言上写のみで任用が行われるケースでは、国王への御拝が省略されるものがまま見られることに対して、辞令書によって任用が行われるケースにおいては、国王への御拝の省略は離島に位置する高級神女以外では見られないという点も大きな差異と言えるだろう。

2. 発給された言上写

以下、豊見山によって要請型の文書として分類される言上写の内、辞令書によって任用が行われるもののが現存する言上写と関連史料からみてみよう。

まずは、実際に原史料が現存する伊江家資料からタイプAの言上写の形態を確認する。伊江御殿家関係資料には計11点のタイプAの言上写が含まれており、計11点の発給月は「例式言上写首尾方帳」において規定された発給月と合致することがわかる。(【表2】)。

タイプA言上写の形式について、豊見山は「近世琉球の政治構造について一言上写・僉議・規模帳等を中心にして」、「言上写／請～【案件α】～／人名／以上／干支月日／評定所筆者二名」と記されていると述べている。

豊見山は、これら11点の原史料には「評定所筆者二名」の記名が見られないことから、【表2】No.7の言上写を例に「文書の要請主体も不明である²³」との認識に至っている。

ただし、ここにおいて注意しなければならない点は、

【表2】伊江御殿家関係資料中のタイプAの言上写

No.	年月日	給与内容	形状
1	卯(咸豐5年) 2月1日	片髪結、名島	折紙
2	午(咸豐8年) 4月24日	宰相様従三位授位祝儀使者兼勢	折紙
3	午(咸豐8年) 4月24日	太守様従公方様大小拝領祝儀使者兼勢	折紙
4	午(咸豐8年) 4月24日	姫君様婚礼祝儀使者兼勢	折紙
5	午(咸豐8年) 4月24日	篤君様江戸城入城祝儀使者兼勢	折紙
6	申(咸豐10年) 4月13日	江戸立正使	折紙
7	戌(同治元年) 4月19日	大与奉行	切紙
8	巳(同治8年) 1月9日	系図奉行	切紙
9	申(同治11年カ) 8月25日	加増知高二百石	折紙
10	酉(同治12年) 2月18日	久米具志川間切惣地頭職	折紙
11	子(光緒2年) 6月18日	伊江島惣地頭職	折紙

「例式言上写首尾方帳」の記述からは言上写が発給される人事事項において、その要請主体が明記されるケースは確認できないことであろう。

豊見山の指摘したように要請主体は不明ではあるものの、伊江御殿家関係資料中のタイプAの言上写に「評定所筆者二名」の記名が見られない要因については、先述した【史料4】中の「王子衆接司衆江者百田紙横折ニ而相調相渡」、【史料9】中の「写吟味役以上者百田紙横折ニ而相調勢頭方江相渡」という文言から、文書の形式のみが定められたものであり、「評定所筆者二名（月番筆者）」の記名が指示されていないものに該当したと考えられる。

豊見山は、「『言上写』再論」において、【表2】No.7大与奉行叙任の言上写を用いて、「無年号であること、文書の要請主体も不明であることなど」を理由に「略式の文書」であると評価している²⁴。

任用文書として首里王府が同時代に発給した近世琉球

辞令書Ⅱ型においては、発給の主体がはっきりと「首里之御詔」の語句と「首里之印」の押印から国王であることや、受給者名が「○○氏【役職名】□□」と詳細に記され、中国年号が記されていることを鑑みれば、たしかに豊見山の指摘する通り、言上写は略式化された文書といえる。

しかしながら、言上写における年号などの省略はあくまで当時の規定に則ったものであることや、近世琉球辞令書Ⅱ型を除く同時代の任用関連文書においては、言上写と同様の書式が取られることを考慮すると、むしろ近世琉球辞令書Ⅱ型を厳格化された文書として捉えることもできるだろう。

次に「評定所筆者二名」の名前が記された言上写について確認する。「頭役被仰付候以来日記」（琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵）に収録された言上写では、「評定所筆者二名」の名が記されている（【史料10】）。

【史料10】

A 言上写	請八重山島頭宮良親雲上相果候付跡役 古見首里大屋子
以上	
申	御評定所
八月廿五日	松本親雲上 真栄城筑登之親雲上

B 右通被仰付候間此段通達いたし候以上	
申八月廿五日	帳当座
八重山島頭	同頭足
大演親雲上	波照間首里大屋子 ²⁵

【史料10】は亡くなった宮良親雲上の後任人事に関する記述である。当該文書について豊見山は「『言上写』再論」の中で「同治十一年（一八七一）八月二五日に、故宮良親雲上の後任として古見首里大屋子の八重山島頭役への任命要請が評定所筆者（松本、真栄城）から国王へ言上された（A）。その要請は同日付けで承認され、「言上写」として首里王府の帳当座から八重山島頭の大浜らへ通知されている」と紹介している²⁶。

豊見山は【史料10】の（A）を評定所筆者二名による「国王への言上」と捉えているが、「例式言上写首尾方帳」の記述を確認する限り、言上写は「言上相済候得者」つまり国王への言上を終えた後に作成されるものであることから、松本・真栄城両名は任命の要請者ではなく、国王の裁可を得て言上写を作成した者たちであると考えられる。

また、付け加えると、【史料10】の（B）には「右通被仰付候間」つまり仰せつけられたとの文言があること

から、【史料10】の（A）は、豊見山が指摘した国王への要請文書ではなく、国王が要請を認可した上で作成された下達文書であると認識できる。

上記の点をふまえると、評定所筆者松本・真栄城両名の署名による言上写の作成は【史料7】一つ書①に規定された通りだと考えられる。しかしながら、【史料7】一つ書①に示された発給対象は、御物奉行方であることから、【史料10】に見える帳当座とは合致しない。

「頭役被仰付候以来日記」には、【史料10】と同じ文言で御物奉行方へと発給されていた様子も同時に見られる（【史料11】）。

【史料11】

A 言上写	請八重山島頭宮良親雲上相果候付跡役 古見首里大屋子
以上	
申	八月廿五日

C 右通言上相済候間今明日中氏名乗可被書出候以上	
八月廿五日	御評定所
	松本親雲上 真栄城筑登之親雲上
	御物奉行方
	右通有之候間今明日中氏名乗可被書出候以上
申	
八月廿五日	帳当座
八重山島頭	
宮良親雲上 ²⁷	

【史料11】は【史料10】と前半部分がほぼ同文の言上写である。豊見山は当該文書について「前段は同文であるが、後段は国王への言上が済んだ（＝許可された）ため、今日明日中に氏と名乗を提出せよ、と（B）とは異なる追加の指示内容となっている」と紹介している²⁸。

【史料11】（A）には【史料10】（A）に見られた松本・真栄城両名の署名が確認できないものの、【史料11】（C）の記述から松本・真栄城両名より御物奉行方へ発給され、琉球辞令書作成のために帳当座さらには後任本人へと転送されていることから、【史料7】一つ書①に示された署名が規定されていない中城御殿・摂政・三司官に宛てた文書ではないことがわかる。

【史料7】一つ書②には、両先島においても辞令書の発給対象となる役職には他の例と異なる規定が定められていたことがわかる。その内容は、頭・大阿母については御印判（琉球辞令書）が発給されるので、氏名乗を御物奉行方へと提出し、言上写を添付して御右筆へと届け

出るようとの指示である。【史料11】(C) は、上記の規定を受けて、琉球辞令書の作成を目的として宮良親雲上の氏名乗を提出させるために出された通達であったことがわかる。この規定においては新たに役替の対象となる本人から氏名乗を提出させるための通達方法については記されていないが、八重山頭の役替については【史料11】から確認できる上記の状況が実際の運用方法であったと指摘できよう。

【史料10・11】からは、ともに【史料7】の規定には見られない帳当座への言上写の転送が見受けられることから、実際の運用は【史料7】の記述よりも複雑性があったと考えられる。八重山島頭の後任人事にかかる言上写の発給過程において、御物奉行方から帳当座への転送が二つの記述に見られることがその証左であろう。

つまり、両先島の人事に係る言上写の発給先は、【史料7】の規程によれば4箇所であったが、実際には5箇所以上の部署に言上写が発給されたと考えられる。

言上の承認を得て発給された通達の【史料10】【史料11】はその通達の目的が異なっており、【史料10】は関係機関への通達が目的であったことに対して、【史料11】は新たに八重山島頭へと任用される人物本人に対しての通達が目的であった。

【史料11】が本人宛の通知であったことを示すものとして、琉球大学附属図書館宮良殿内文庫に残る一紙文書の言上写は、【史料11】とほぼ同文で作成されていたことが確認できる（【史料12】）。

【史料12】

言上写
請八重山島頭宮良
親雲上相果候付跡役
古見首里大屋子
以上
申八月廿五日
右通言上相済候間
今明日中
氏名乗可被書出候
以上
御評定所
松本親雲上印
八月廿五日
真栄城筑登之親雲上印
御物奉行方²⁹

【史料10】【史料11】の本文が同文でありながらも、作成者名の記載の有無が生じる要因は、発給される言上写それぞれの宛所の差異にあると指摘できよう。

伊江御殿家関係資料中に含まれる任用関連の言上写は

「例式言上写首尾方帳」に記された規定通りに、「評定所筆者二名」の名前が記されていないものであったが、【史料11】(A) の無記名の言上写は、これらの本人宛もしくは従者に対して発給される言上写の規定に準じて、無記名で発給されたものであったと推測され、この無記名の形式が本人宛もしくは従者に対して発給される言上写のいわばテンプレートであったと考えられる。

史料の形状を問わず、現在確認されている言上写においては、「評定所筆者二名」の名前の記名の有無をたよりに、それぞれの文書がどの様な発給過程を辿り残存しているのかについて、考慮する必要があろう。

3. 言上写と近世琉球辞令書II型の相関性について

次に、発給された言上写と辞令書の相関性について検討をおこなう。

前節において、「評定所筆者二名」の記名の有無は言上写の宛所の差異をあらわすものである可能性を示したが、本節では前節での分析を踏まえ、さらに言上写の文書的性格について検討を行う。

豊見山によって指摘されたように言上写は、任職・爵位などの申請型（タイプA）と業務の執行要請型（タイプB）の二つの形式が確認されている。また、近年では豊見山によって任職・爵位などの申請型（タイプA）の言上写が近世琉球辞令書と一对の関係性にある文書であったことが指摘されている³⁰。

豊見山は、「頭役被仰付候以来日記」に記録された言上写と、同治11（1872）年壬申8月25日付で発給された古見首里大屋子宛の近世琉球辞令書（【史料13】）との関係性に着目し、言上写の性質について以下の様に整理している。

【史料13】松茂氏古見首里大屋子當宗宛辞令書

首里之御詔
八重山島頭宮良
大首里大屋子者松茂氏
古見首里大屋子當宗
給之
同治十一年壬申八月廿五日³¹

「内容は、前職の古見首里大屋子から八重山における最高職の頭職への昇進を国王の詔によって認可したというものである。その際、氏（松茂）と名乗り（當宗）は、当人の申告によるものであったことがわかる。また、右の御印判の発布日付は、前掲の言上写（A）と同一である。そのことは、言上写の通達日が実質的に八重山頭役への任用日であったことになる。そのことは、右の頭役への任職に限ると、

言上写（A）は内示の伝達という性格ではなく、（D）の御印判と一对のものであったと言えよう³²。」

豊見山は【史料13】に記された氏名乗は、当人の申告によるものであったと指摘しているが、これは【史料12】に対する宮良親雲上（旧名古見首里大屋子）による一連の返信が根拠となっている。

帳当座から氏名乗を提出するように指示された宮良親雲上は、【史料13】が発給された翌日に自身の氏名乗を「覚」によって提出していることが確認できる（【史料14】）。

【史料14】

覚

松茂氏
宮良親雲上
當宗
右通氏名乗如斯御座候以上
申 八重山嶋頭
八月廿六日 宮良親雲上³³

宮良親雲上が任用された頭職は【史料13】からもわかる様に、1667年に琉球辞令書の発給範囲が限定されて以降も琉球辞令書の発給が持続された役職であった。「頭役被仰付候以来日記」では【史料14】に引き続き、琉球辞令書の交付に関する一連の準備等が記述されている。実際に琉球辞令書が宮良親雲上に交付されたのは9月6日であったが、琉球辞令書の交付日等を決める王府とのやり取りは全て任用後の肩書きである「八重山嶋頭宮良親雲上」の記名で発給されていたことが確認できる。

この一連の経緯を踏まえれば、豊見山の指摘するように、言上写は確かに内示の通達を示す下達文書ではなく、琉球辞令書作成の前提となる任用文書としての性格を有していたと言える。それは、【史料11】に見られた宮良親雲上に対する通達が、前職の古見首里大屋子宛ではなく、八重山嶋頭宮良親雲上宛に発給されていた状況を鑑みれば、なお妥当な理解であるといえよう。

また、「頭役被仰付候以来日記」には辞令書の発給までの経緯が事細かに引用されているものの、発給された琉球辞令書の引用が確認できることは、記主の宮良親雲上自身も頭役への任用は言上写の発給を以て行われたと認識していた可能性があるのではないだろうか。

言上写と琉球辞令書が一对の状況で残存するものは、「頭役被仰付候以来日記」に収録された一連の文書以外に「伊江御殿家関係資料」でも確認できる（【表3】）。

「伊江御殿家関係資料」において11点が確認できるタイプAの言上写であるが、辞令書が同時に発給されたケースは上記の2点のみに見られる。1667年以降、琉球

【表3】伊江御殿家関係資料中における近世琉球辞令書II型と言上写の関連表

No.	年月日	近世琉球辞令書II型	言上写
1	同治11年（1872）8月25日	伊江王子朝直宛摂政職任職并加増知高給与辞令書	【表2】No.9
2	同治12年（1873）2月18日	伊江王子朝直宛久米具志川間切惣地頭職任職辞令書	【表2】No.10

辞令書は全ての役職の任用に際して発給される任用文書ではなくっており、11点のタイプAの言上写に対応する近世琉球辞令書II型が全ての言上写と対をなし発給されていた訳ではないことが理解できる³⁴。

言上写、琉球辞令書の両文書が発給された2点のケースでは、「頭役被仰付候以来日記」に収録された言上写と同様に、やはり言上写には氏名乗、年号の記載が確認できないが（【史料15】、【史料16】）、琉球辞令書にはこれらの記載が確認できることから、「頭役被仰付候以来日記」と同様の経緯を辿り、言上写による通達の後に本人からの氏名乗の提出を受けて琉球辞令書が作成され、発給されたと考えられる。

【史料15】

⑩首里之御詔	言上写
摂政職并加増知高	請加増知高式百斛
式百斛者尚氏伊江王子	伊江王子
朝直給之	以上
⑩同治十一年壬申八月廿五日	申八月廿五日

【史料16】

⑩首里之御詔	言上写
久米具志川間切	請久米具志川間切
惣地頭者尚氏伊江	惣地頭職加增
王子朝直給之	伊江王子
⑩同治十二年癸酉二月十八日	以上
	酉二月十八日

【史料15】、【史料16】において着目すべき点は、【史料16】では言上写と琉球辞令書が完全に一对の関係性をなしていることに対して、【史料15】では琉球辞令書からは摂政職への任用、「加増知高」の給与の二つの事項が確認できるが、言上写では「加増知高」についての記述が見られるのみで、摂政職への任職についての記述が見られないという点である。

「頭役被仰付候以来日記」と同様に琉球辞令書が発給された言上写と、これに対する通達への返答を基に作成されたとするならば、【史料15】の言上写には「請摂政職」への文言が記載されていなければならない³⁵。しかし、上記の言上写にはこの文言は確認できず、琉球辞令書と言上写が一对の関係性を構築し得ない状況が確認で

きる。

【史料15】において琉球辞令書と言上写が一対の関係性を構築し得ない状況は、おそらく摂政職への任用を要請する言上写が同時に別に発給されており、「加増知高」の給与の通達を合わせて琉球辞令書が作成された故であろう。

現存するタイプAの言上写においては、文書本文において複数案件が要請されているケースは管見の限り確認できず、全て一件のみの案件要請がなされている³⁶。これについては、【表2】No.1の例外を除き伊江御殿家関係資料中のタイプAの言上写からも指摘できる。同日に要請が出された案件にも関わらず、【表2】No.2～5の様に全て個別の案件として言上写が作成されている。

仮に発給された全ての琉球辞令書の作成の前提に、言上写がそれぞれ存在したとすれば、たとえ同一人物に対する同日の発給であったとしても次の【史料17】、【史料18】の様に、複数の琉球辞令書が作成されなければならない。

【史料17】

④首里之御詔

御物城者蔡氏嫡子
屋嘉部里之子親雲上政宜
給之
④同治五年丙寅二月朔日

【史料18】

④首里之御詔

南風原間切仲本者
蔡氏嫡子屋嘉部
里之子親雲上政宜給之
④同治五年丙寅二月朔日³⁷

【史料17】、【史料18】は共に、同治5（1866）年2月1日に蔡氏嫡子屋嘉部里之子親雲上政宜宛てに発給された琉球辞令書である。【史料17】は御物城職への任用、【史料18】は南風原間切仲本の名島の給与について通達したものである。これらの両史料と一対の関係性を示す言上写は現存していないが、同時代の御物城への任用に関する言上写や、名島の給与に関する言上写の存在は確認されており、「例式言上写首尾方帳」にも御物城、名島の給与に際する言上写の作成規程が見られる事から³⁸、【史料17】、【史料18】についても琉球辞令書の作成の前提となつた言上写がそれぞれ存在したことは容易に想定できよう。

【史料17】、【史料18】においても一対となる言上写が作成されていたと仮定した場合、按司家の子弟の元服とそれに伴う名島の給与を除いて言上写はたとえ同日の要

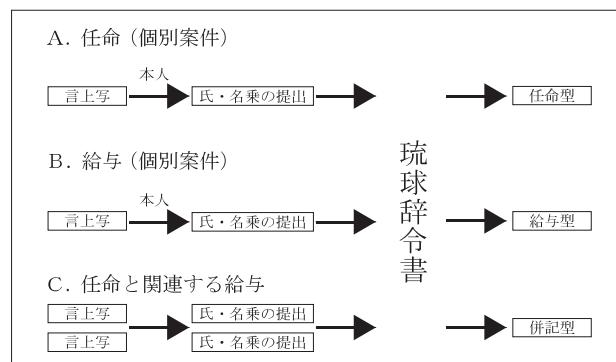
請であったとしても、一つの案件のみが記される。【史料17】、【史料18】にはそれぞれ対応する言上写が発給されており、それを基に作成されたと考えられる。通常、【史料18】とは異なり、琉球辞令書も個別の案件ごとに作成されている。

【史料17】、【史料18】の作成については、御物城への任用と名島の授与という趣が異なる案件の任職、給与であることがその背景にあったと考えられる。現在確認されている近世琉球辞令書II型においては、異なる案件が一通の文書によって通達されるケースは確認できず、【史料17】、【史料18】もその例に漏れず、個別に作成されたものであろう。

【史料17】、【史料18】の例との比較から、【史料18】の琉球辞令書は、摂政職への任職と「加増知高」に関する二通の言上写が一通にまとめて記載が可能な案件として処理された結果であると考えられる。つまり、【史料18】の琉球辞令書と言上写が一対の関係性を構築し得ない状況は、8月25日付の「加増知高」が摂政職への任職を前提としたものであって、家譜等の記録に見られるような過去の功績に基づいた知高（給与）の加増が行われたという単独での給与ではなかった状況をあらわしている³⁹。

豊見山は、「例式言上写首尾方帳」の記述や「頭役被仰付候以来日記」と【史料16】の存在から、近世琉球辞令書II型が作成される前提には一対となる言上写の存在があることを指摘している。しかし、ここまで分析により、必ずしも近世琉球辞令書一点につき言上写一点という一対一の関係性ではなかつたことが知れよう。上述したように、近世琉球辞令書一点につき言上写二点という関係性から構築されたものの存在を確認することができるからである。

ここまで状況を整理すると近世琉球辞令書II型の作成過程は次のように図示できる。



【図4】近世琉球辞令書II型の作成過程

「A. 任用（個別案件）」として示した任命型は、摂政・三司官・里主・御物城などの高級官僚の任用に際して発給される琉球辞令書に、任用内容のみが記されるものである（【史料13】、【史料17】）。「B. 給与（個別案件）」

として示した給与型は、地頭所や名島・知行高の給与に際して発給される辞令書に、給与内容のみが記されるものである（【史料16】、【史料18】）。「C. 任用と関連する給与」として示した併記型は、高級官僚の任用に際して、任用される役職に応じて加増される知行高が任用内容と併記されるものである（【史料15】）。

近世琉球辞令書II型の作成は、国王からの裁可を得て言上写が作成、発給され本人へ通知された後に、本人からの申告を受けて氏名乗を記入した上で作成、発給が行われると考えられるが、その作成過程には【図4】で示したように3パターンが想定され、一対一の関係性を構築し得ない辞令書については、作成過程において関連する記載内容の差異によって生じる辞令の形態として理解していいだろう⁴⁰。

むすびにかえて

ここまで言上写の発給過程と近世琉球辞令書II型との相関性について検討を行ってきた。国王からの下達文書である言上写の発給については、任用が行われる役職によって発給の箇所数や対象が異なることが指摘できる。

1730年から1879年までの氏名乗が記載された近世琉球辞令書II型発給期の言上写については、手続きの形態上、二種の言上写が存在する。一つは言上写単体で任用文書として成立し、言上写の発給後、国王への御拝がおこなわれるもの。もう一方は言上写の作成後、本人による氏名乗の提出を受けて琉球辞令書が作成され、発給後に国王への御拝がおこなわれるものである。この両ケースにおいて任用の決裁は、国王からの裁可を得て言上写が発給された時点で認められたものとも考えられる。国王への御拝がおこなわれるまでの経過に違いはあるが、任命処理の完了は、国王への御拝を経た点であるとみていいだろう。なお、言上写単体、琉球辞令書の発給どちらのケースによる任用であっても、両先島住持、両先島大阿母のように御拝がおこなわれない役職があることも指摘しておきたい。

言上写については、豊見山が示した「言上写／請～【案件α】～／人名／以上／干支月日／評定所筆者二名」といったタイプAの言上写以外に、タイプAの言上写には規定に基づき作成された「評定所筆者二名」が記されていない言上写がある。

本稿で紹介した「伊江御殿家関係資料」中に含まれる任用関連の言上写は全て「評定所筆者二名」の名前が記されていないものであるが、これは「例式言上写首尾帳」の規定に準じたものであった。しかし、【史料10・11】のように言上写の作成者名に記載の有無が生じた場合その要因は、発給される言上写それぞれの宛所の差異にあることが指摘できる。

言上写と近世琉球辞令書II型の相関性については、評定所筆者の記名の有無の差異はあるが、関係各所や個人に対しての通達のため複数の同文の言上写が作成されていた。豊見山が「頭役被仰付候以来日記」を用いて指摘した言上写と辞令書の対の関係性に加えて、言上写については別の側面も見ることができる。それは次の三点である。

- ①辞令書が作成されず本人もしくは従者に対して発給された言上写は内示の伝達ではなく、任用文書としての性格を有していた。
- ②本人や従者宛の言上写と同文であっても、本人や従者以外に発給された言上写は内示の伝達や、業務の執行を補完する性格を有していた。
- ③単独の案件を通達する辞令書には一対の関係性をなす言上写が存在する。複数の案件を通達する辞令書には記載された案件の数だけ関連する言上写が存在し、辞令書の発給とともに言上写は、辞令案件の内示的な「任用通知」といった性質を有していた。

本人に宛てて発給された言上写と近世琉球辞令書II型はともに国王から発給された任用文書の性格を有する文書であることは疑いようがない。しかし、本人のみならず関係各所にまで同様の文書が発給される言上写と本人のみに発給される近世琉球辞令書II型を同性質の任用文書とみなすことはできないだろう。

任用に際して発給される言上写と近世琉球辞令書II型には明確にその性格を区分する必要性がある。言上写のみによって任用がおこなわれる役職に関して本人に発給される言上写は任用文書としての性格があること。近世琉球辞令書II型によって任用がおこなわれる役職に関して本人に発給される言上写は内示として捉えることができよう。任用に際して発給される近世琉球辞令書II型は、言上写のみによって任用がおこなわれる役職よりも文書の発給までの行政処理が増し、その発給範囲がより高位の役職に限定される、より厳格な任用文書として位置付けることができるだろう。

注

¹ 同時代史料においては「御朱印」、「御印判」と記されるとともに、研究上においても「首里辞令詔書」や「首里朱印状」、「琉球国王朱印状」など様々な呼称が見られるが、本稿においては琉球辞令書の呼称を使用する。

² それまで「貴賤重軽」問わず官職の任用に際して発給されていた琉球辞令書の発給範囲を限定化したもの（『球陽』「始めて御朱印は、賤官・軽職に授賜するを許さずと定む」の条（球陽研究会編『球陽 読み下し

編』角川書店、1974年、201頁)。

³ 琉球辞令書の区分については、高良倉吉『琉球王国の構造』吉川弘文館、1987年、45-53頁を参照のこと。

⁴ 上江洲敏夫「辞令書の古文書学的考察」『沖縄県文化財調査報告書 第18集 昭和53年度 辞令書等古文書調査報告書』沖縄県教育委員会、1979年。

⁵ 拙稿「近世琉球辞令書の書式変化に関する一考察」『首里城研究』第24号、2022年。

⁶ 豊見山和行「近世琉球の政治構造について一言上写・僉議・規模帳等を中心にー」『周縁の文化交渉学シリーズ6 周縁と中心の概念で読み解く東アジアの「越・韓・琉球」—歴史学・考古学研究からの視座ー』関西大学、2012年。

⁷ 豊見山和行「「言上写」再論—近世琉球における上申・下達文書の形式と機能ー」『琉球史料学の船出』勉誠出版、2017年。

⁸ 首里王府の発給した任用関連文書には、琉球辞令書、言上写のほかに覚といった形式の文書が確認されている。琉球辞令書や言上写の発給対象者が一部の例外を除き士族を中心としていることに対して、覚には家譜を持たない無系の人々への任用などを記した文書も確認されている。

⁹ 前掲豊見山和行「近世琉球の政治構造について一言上写・僉議・規模帳等を中心にー」33頁。

¹⁰ 前掲豊見山和行「近世琉球の政治構造について一言上写・僉議・規模帳等を中心にー」34頁。なお本稿では、近世琉球辞令書との文書的性格の比較を目的に豊見山がタイプAとして整理した任職・爵位などの申請型の言上写を中心に検討を行うこととする。

¹¹ 尚家文書第512号「例式言上写首尾方帳」那覇市歴史博物館所蔵。豊見山和行は当該史料の成立をその内容から18世紀半ば頃と推定するとともに、頭注箇所の記述から文書の成立後も新規の現業文書として機能していたと指摘している(前掲豊見山和行「「言上写」再論—近世琉球における上申・下達文書の形式と機能ー」223頁)。なお、本史料はすでに豊見山によって一部紹介されているが、史料本文の翻刻がなされていないため、本稿では、その翻刻をおこなった。

¹² 前掲「例式言上写首尾方帳」6丁。翻刻は本文を対象とし、頭注や間書きについては省略した。翻刻に際して異体字は常用字体に改め、適宜句点を付すとともに、一つ書ごとに囲み数字で整理番号を示した(以下同じ)。なお、史料の概要については紙幅の都合上、言上写の形式や書式に関わる事項、琉球辞令書の発給に関わる事項に棒線を付し、説明をおこなうこととする(以下同じ)。

¹³ 公事拝(ウェーダイウガン):評定所において、伝達や小間使いを担った役職。『琉球藩官職制』『沖縄県史

料 前近代六 首里王府仕置2』沖縄県教育委員会、1989には、「一、公事拝三十二人小使ヲ勤ム首里平民ヨリス役俸アルモノ又ナキ者二種アリ役俸アル者八年齢四十迄相勤筑登之座敷位ヲ賜テ退役ス役俸ナキ者ハ勤功ナキ者ハ勤功数年ヲ積ミ各所下代並公事拝ニ充ル以下是ニ倣フ」とあり、評定所には三十二人の公事拝が設置されており、その全てが首里の無系から選任されたことがわかる。なお、公事拝の語源については伊波普猷「おやだいり考」『伊波普猷全集』第4巻、平凡社、1993年所収、運用実態については栗野慎一郎「【評定所文書覚書十二】近世琉球の下層役人について:公事拝・庖丁人を中心に」『浦添市立図書館紀要』第13号、浦添市教育委員会、2002年を参照されたい。

¹⁴ 前掲「例式言上写首尾方帳」10丁。

¹⁵ 前掲「例式言上写首尾方帳」11-12丁。

¹⁶ 前掲「例式言上写首尾方帳」12丁。

¹⁷ 前掲「例式言上写首尾方帳」24-25丁。

¹⁸ 前掲「例式言上写首尾方帳」31丁。

¹⁹ 前掲「例式言上写首尾方帳」31-32丁。

²⁰ 前掲「例式言上写首尾方帳」33丁。

²¹ 前掲「例式言上写首尾方帳」43-46丁。

²² 一部ケースを除いて任職に際して作成された言上写が勢頭方へと提出される背景には、王府が記録として保管したと考えられる「言上記」の作成に充てられたと考えられる。「言上記」は僉議や家譜の仕次に際して王府が確認のために用いる資料であると想定されるが、その作成背景や形態についての詳細は不明である。

²³ 前掲豊見山和行「「言上写」再論—近世琉球における上申・下達文書の形式と機能ー」196頁。

²⁴ 前掲豊見山和行「「言上写」再論—近世琉球における上申・下達文書の形式と機能ー」196頁。

²⁵ 前掲「頭役被仰付候以来日記」2-3丁。

²⁶ 前掲「「言上写」再論—近世琉球における上申・下達文書の形式と機能ー」199頁。

²⁷ 前掲「頭役被仰付候以来日記」5-7丁。

²⁸ 前掲「「言上写」再論—近世琉球における上申・下達文書の形式と機能ー」200頁。

²⁹ 「言上」(琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵)。

³⁰ 前掲豊見山和行「近世琉球の政治構造について一言上写・僉議・規模帳等を中心にー」34頁及び、前掲豊見山和行「「言上写」再論—近世琉球における上申・下達文書の形式と機能ー」203頁。

³¹ 個人蔵。

³² 前掲豊見山和行「「言上写」再論—近世琉球における上申・下達文書の形式と機能ー」203頁。ここで豊見山の言う言上写(A)とは本文中の【史料12】、(D)の御印判とは【史料13】にあたる。

³³ 「頭役被仰付候以来日記」8-9丁。

³⁴ 【表1】No.1の名島の給与やNo.11の惣地頭職への任用は同時代において辞令書の発給対象であることから、これらに対応する辞令書が存在しない要因には、何等かの経緯によって既に失われてしまったと考えられる。近世期における辞令書の発給対象については「御印判諸士系図御朱印居并首尾方」沖縄県立芸術大学附属研究所・芸術・文化部門波照間永吉編『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）』第3巻歴史・文学、沖縄県立芸術大学附属研究所、2015、510-511頁を参照されたい。

³⁵ 摂政職任用にかかる言上写は現在のところ確認されていない。

³⁶ 【表2】No.1の事例においては「片髪結」と「名島」の給与という二つの案件が記されていることが確認できるが、按司衆の元服に際しては「名島」の給与が同時に行われることが規定として見えることから（前掲「例式言上写首尾方帳」10-12丁）、【表2】No.1の事例はこの規定に基づいて作成された特例的なものとして捉えられる。また、タイプAの言上写においては、相続や位階の授賜に際して発給されたものの中に位階+加增高や地頭職+知行高といった事例も確認できる。ただし、これらの事例では①位階申請については琉球辞令書の発給対象外であることから、加增高のみが記された琉球辞令書が発給されたと考えられ、言上写と琉球辞令書が一对一の関係性を構築し得ないこと。②相続については、地頭職を得ている人物が必ずしも知行高を拝領しているとは限らないことから、地頭職+知行高といった内容が記されるケースは地頭職と知行高を相続する際にのみ発給される特例的なものと考えられる。

³⁷ 【史料17】、【史料18】は共に沖縄県立博物・美術館蔵。

³⁸ 御物城跡役に関する言上写の作成規程は【史料3】。名島の給与に関する言上写の作成規程は同「例式言上写首尾方帳」12-13丁。

³⁹ 明治初期の記録とはなるが、『琉球藩雑記』に収められた「琉球藩臣官禄記」に、摂政の官禄として200石が与えられていたことが記述されていることから、【史料15】の言上写に記された200石とは、摂政職に与えられる官禄を指すと考えられる。

⁴⁰ 【図4】では作成され、発給される辞令書をそれぞれのパターンごとにAについては「任用型」、Bについては「給与型」、Cについては「併記型」として便宜的に示したが、現在確認されている103点の近世琉球辞令書Ⅱ型において、この分類から外れる例は確認できない。